

2017
06
June



CLIENT

H29.06.05 No.309



弊法人からのご連絡事項

- ・源泉所得税の納期／住民税の金額変更
- ・弊法人へのマイナンバーの照会について

P1・2

明日へのヒント

- ・訪問歯科診療 ②

税務トピックス

- ・所得拡大促進税制の見直し
- ・保険契約の異動に関する調書の創設
～平成30年以後は異動も含め
税務署へ報告することに～

P5・6

P3・4

Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

- ・パート社員の年次有給休暇について

P7



源泉所得税の納期（特例）

6月の給与計算が終了したら すぐに給与データをお送りください。

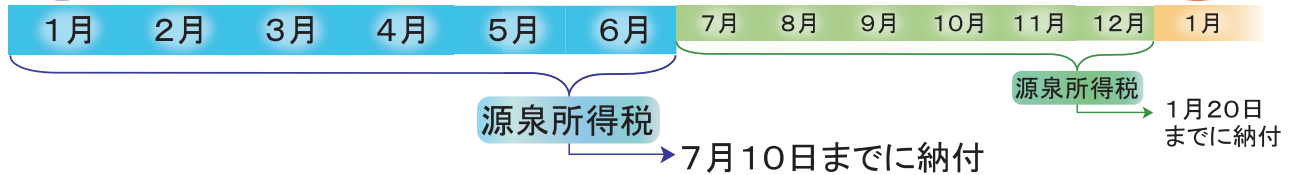
源泉所得税の特例納付を選択している医院は、1月～6月分を7月10日（月）までに納付する必要があります。

- 6月分までの給与支払一覧表
- 賞与支払一覧表（6月に支給する場合）

日本クレアス税理士法人

H29

H30



源泉所得税は毎月納付をお勧めしています。
毎月納付をご希望の医院は担当までお知らせください。
(給与の支給人員が10人以上の場合は、毎月納付となります。)



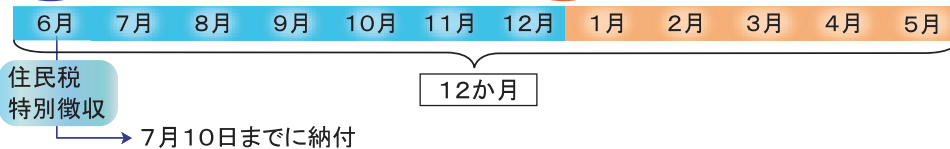
住民税の金額変更（特別徴収）

スタッフの住民税について特別徴収となっている医院では、毎月の給与計算で住民税を差し引く必要があります。差し引いた住民税は、翌月10日までに医院が各市区町村へ納付します。

特別徴収の場合は、6月から翌年5月までの12か月を1年として区切られます。医院の給与計算では、毎年6月給与で徴収する金額が変わります。

H29

H30



納税通知書

各市区町村から決定した税額の通知書が届きますので、金額を確認してください。今年度より一部の市町村ではスタッフのマイナンバーが記載されて届く場合があります。取り扱いにご注意ください。弊法人へお送りいただく際は簡易書留での郵送をお願いいたします。

医院用とスタッフ配布用の2種類の通知が届きます。スタッフに配布するものは一人分ずつ切って、給与明細と一緒に本人へお渡しくください。

医院用

スタッフ配布用



給与計算入力画面			
保存	前月データ取得	基本名称	
給料計算入力一覧表		6月分	支給日
社員コード	1001	1002	
氏名	新宿 花子	渋谷 良子	
税区分/扶養/職位	税甲 0 衛生士	税甲 0 助手	
1 基本給	300,000	250,000	
2 特別手当			
3 職務手当			
4			
5 時間外手当			
6 皆勤手当			
7			
8			
9			
10 勤怠控除 (▲)			
11 給与合計	300,000	250,000	
12 非課税交通費			
13 支給総額	300,000	250,000	
14 健康保険			
15 厚生年金			
16 年金基金			
17 雇用保険	1,500	1,250	
18			
19			
20 社会保険合計	1,500	1,250	
21 社保控除後の金額	298,500	248,750	
22 所得税	8,250	8,530	
23 特別徴収 (▲)			
24			
25 住民税	9,800	7,700	
26 財形			
27			
28			
29			
30 控除合計	19,550	15,480	
31 差引支給額	280,450	234,520	
32 調整額			
33 調整後差引支給額	280,450	234,520	

25 住民税

の欄にスタッフから徴収する金額を入力します。

マイナンバーの照会方法

マイナンバーのお問い合わせをご希望の場合、まずは担当者へご連絡ください。「個人番号照会申込書」をお渡しいたしますので、記入とお振込みをお願いいたします。

昨年より、年末調整、又は法定調書作成のために従業員等のマイナンバーを提出していただいております。今後は社会保険関係の手続きでもマイナンバーが必要になる予定となっております。9月からは民間企業のマイルや携帯ポイントもマイナンバーカードに集約されるサービスが始まりますので、マイナンバーの利用範囲は広がっていくと思われま。

そのようなことから、弊法人においては、マイナンバーの取り扱いをより厳重にする必要があります。弊社へ、「提出したマイナンバーを教えてください」という照会については、情報漏洩を防ぐためにも下記の通りとさせていただきます。

- ◆従業員等のご本人、又は経理担当者からのお問い合わせに、直接回答はできません。
- ◆お問い合わせには医院代表者が捺印した「個人番号照会申込書」が必要です。
- ◆お電話での回答はできません。
- ◆マイナンバーをお知らせする通知の発行手続き料として2,160円がかかります。
(送料は別途実費で請求させていただきます。)

お問い合わせ方法

- 1 「個人番号照会申込書」にご記入いただき署名捺印の上、担当までFAX(03-3224-2874)又はメール(s-office@j-creas.com)でお送りください。
- 2 手続き料金2,160円(税込)のお振込みをお願いいたします。
- 3 「個人番号照会申込書」とお振込みが確認でき次第、3営業日以内に通知を医院、又は院長のご自宅宛に郵送いたします。それ以外の宛先への郵送はできかねますので、ご了承ください。

個人番号照会申込書

個人番号照会申込書

医院名

院長名 印

手続き料金
2,160円

① 担当までご連絡ください(FAX又はメール)



② お振込みください



みずほ銀行 新宿支店
普通預金 2177686
日本クreas税理士法人

③ 確認ができ次第、
3営業日以内に
郵送します



送料は実費を月次報酬
と一緒に引き落としさせ
させていただきます

不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。
日本クreas税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

所得拡大促進税制は、一言でいうと「賃上げした企業に対して減税を行う」というものです。平成29年度税制改正では、特に中小企業（歯科医院を含む）への優遇が拡充されます。

■ 所得拡大促進税制とは？

この制度は、青色申告法人が、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度において、従業員に対して給与等を支給する場合に、一定の要件を満たすときには、所得税・法人税の税額控除が認められるというものです。

現行では、所得拡大促進税制は、3つの要件を全て満たした場合に、基準年度からの給与等支給額の増加額の10%を税額控除するものです。ただし控除できる税額は、その適用事業年度における、法人税の額の20%が限度となります（大企業を除く）。また個人事業主は、事業にかかる所得税の額の20%が限度となります。

＜現行 所得拡大促進税制の3要件＞

	要件	現行
要件①	給与等支給額の総額	平成24年度から一定割合以上増加（個人歯科医院は平成25年度）
要件②	給与等支給額の総額	前事業年度以上
要件③	平均給与等支給額	前事業年度を上回る

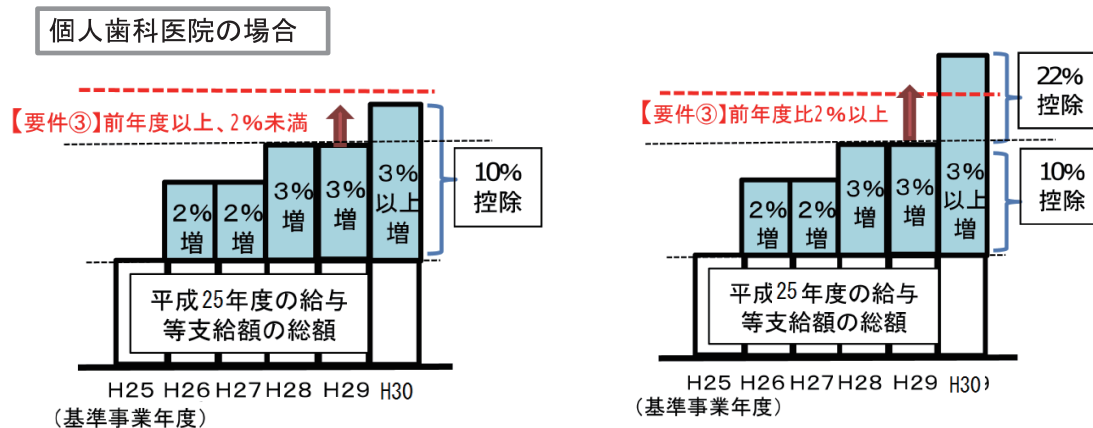
■ 所得拡大促進税制の主な改正内容について

要件③の「平均給与等支給額」について見直しがされます。

◇個人歯科医院及び医療法人（大企業を除く）の場合

個人歯科医院及び医療法人（大企業を除く）では、選択肢が2つになりました。

- 改正前の要件は満たすが、前年度比、平均給与増加が2%未満の場合
⇒ 10%の税額控除
- 改正前の要件を満たし、前年度比2%以上増加ができた場合
⇒ 前期増加分の12%上乗せして22%の税額控除



参考：経済産業省 平成29年度 税制改正より

■ 適用時期

平成29年4月1日以後、開始する事業年度分より適用されます。個人歯科医院の場合、平成30年の確定申告からの適用となります。賃上げを実施されている医院は決算前にご相談ください。

	適用年度
個人歯科医院	平成30年度確定申告
医療法人	平成29年4月1日以後

所得拡大促進税制についてのご相談はお気軽に
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

昨年、医療事業部のお客様で生命保険に関する申告漏れの税務調査が1件ありました。また、最近では親と自分に関係する保険についての質問が増えております。そうした中、贈与税や相続税の課税漏れを避けるため、平成30年1月1日以後、保険契約者の死亡や変更があった場合、保険会社等から税務署長へ異動に関する報告がされるようになります。

■ 保険契約の異動に関する調書の創設の背景

死亡保険金や満期保険金の支払いがあった場合、保険会社は「生命保険契約等の一時金の支払調書」（右図）を税務署に提出します。この支払調書では、保険金受取人、保険契約者、被保険者、払込保険料等が記載されています。現在のところ支払調書には、保険金支払い時の最終契約者しか掲載されません。

平成 年分 生命保険契約等の一時金の支払調書

保険金等受取人	住所	氏名	
受取人(附帯)		又は	
受取人(専任)		又は	
被保険者等	所在地	名称	
保険金額等	増加又は新増額等	未払利益配当金等	貸付金額、貸付利息
千円	円	千円	円
未払保険料等	前納保険料等払戻金	差引支払保険金額等	既払込保険料等
千円	円	千円	円
保険事故等	保険事故等の発生年月日	年月日	(備考)
支払等の額	保険金等の支払年月日	年月日	
保険会社等	所在地		
	名称		(電話)
整理欄	①	②	

◇税務署が把握したいのはなぜか？ 具体例でみましょう！

生命保険契約の契約者（保険料負担者）を「父親」から「自分」に変更したとします。これまで「父親」が払っていた保険料を、今後「自分」が負担することにしました。

こうした変更を満期前に行った場合、本来は、「父親」が負担した保険料相当額は贈与税の対象となります。しかし、現在、支払調書には保険金支払い時の最終契約者しか掲載されませんので、途中で契約者変更があったことを税務署は把握できません。そのため、「自分」が一時所得として満期保険金を申告すると、所得税は負担するものの、贈与税については課税漏れが発生している状況でした。



■ 改正の内容

◇「保険契約の異動に関する調書」の創設

①	保険会社等は、生命保険契約等について死亡による契約者変更があった場合には、死亡による「契約者変更情報」及び「解約返戻金相当額」等を記載した調書を、税務署長に提出しなければならないこととする。
②	生命保険等の支払調書について、保険契約の契約者変更があった場合には、 保険金等の支払時の契約者の払込保険料 等を記載することとする。

①については、契約者死亡による名義変更について、支払調書提出により相続財産を把握することが目的。

②については、死亡保険金支払の際、過去に名義変更した契約については誰がどれだけ保険料を支払っていたかを把握することが目的。

平成30年1月1日以後、既に払い込んだ保険料の全額と、現契約者が払い込んだ保険料の双方が掲載されるようになります。契約者本人が負担していない部分があれば、前契約者からの贈与とみなされます。生命保険に関し「親子間の贈与」等について税務署からのお尋ね（指摘）が増える可能性があります。

さらに、親が死亡して子供が契約を引き継いだ場合に発生する解約返戻金相当額等についても、漏れなく把握がされるでしょう。相続財産が今まで以上に詳しく把握されますので、申告漏れがないように注意していく必要があります。

保険の契約者変更を検討されている方は、変更前に一度ご相談ください。

生命保険について担当までお気軽にお問い合わせください
日本クリアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

訪問歯科診療②

訪問歯科診療は、より一層の高齢化が進展する中で住民のニーズに応えるために、医科医療機関や地域包括支援センター等との連携が求められています。

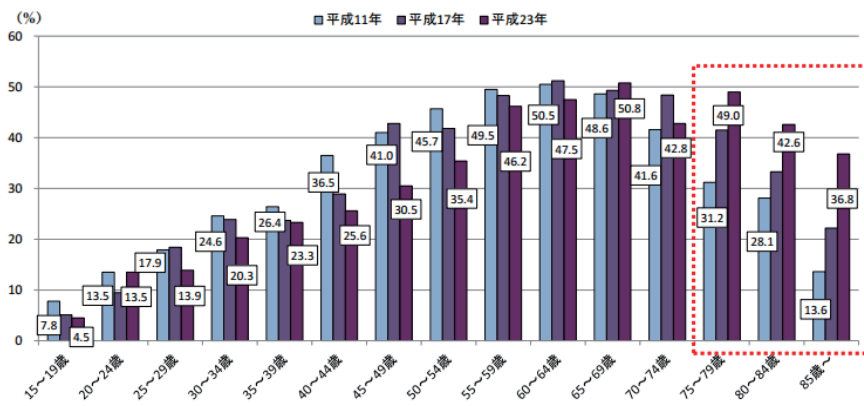
歯科と全身の健康とのつながりについて、重度の歯周病が糖尿病のリスクになるということ、また口腔衛生を高めることで誤嚥性肺炎の発生を低下させるデータなどから分かってきました。こうしたことから、今後、訪問歯科診療の重要性は高まると思われます。前回につづき、訪問歯科診療の概要をお伝えします。

■ 訪問歯科診療の概要

(3) 診療費用

- 診療費用は、原則として保険診療（医療保険＋介護保険）です。
しかし、特殊な材料や技術を用いた義歯等は自費診療となります。
- 健康保険の場合、一般の医療保険の一部負担金と同じ扱いです。
- 介護保険の場合、在宅の場合、居宅療養管理指導費が介護保険の適用となりますが、ケアプランの対象となる限度額の「枠外」になります。
- 後期高齢者医療制度を適用であれば、1割から2割が患者負担となります。
ただし、現役並みの所得のある高齢者は3割負担となります
- 障害者・生活保護の場合、各市町村の減免と同じ扱いになります。
- 出張費・謝礼金は必要なしとなります。

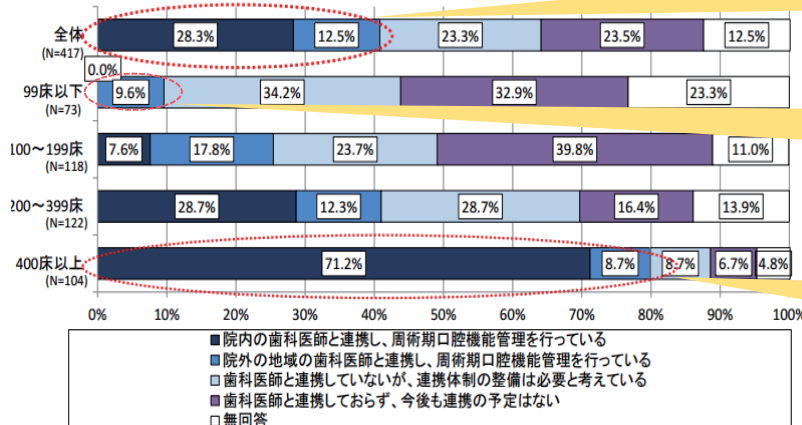
◇ 歯周病罹患率(4mm以上の歯周ポケットを有する者)の割合



出典：歯科疾患実態調査（昭和32年より6年ごとに実施）

高齢者の「歯周病罹患率」は増加傾向です。
特に75歳以上で顕著です。

◇ 歯科と医科の連携状況



出典：平成26年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査

全体としては、約40%の病院において連携しています。

小さな規模では、連携はまだこれからと言えます。

400床以上の病院では、連携していると回答した病院は約80%です。

(4)使用する機材

●ポータブルユニット

訪問歯科専用の持ち運び可能な機械です。歯を削ったり、歯に付着した歯石を除去する際に使用します。コンパクトですが、診療室と同じレベルの診療が可能です。

●訪問歯科レントゲン撮影機

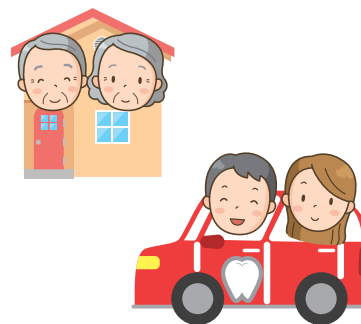
訪問診療専用の持ち運び可能な歯科用レントゲン撮影機です。訪問した場所で、撮影・現像することにより即座に診断し適切な処置が可能です。

●咬合提柔軟器

義歯作成時の咬合採得（咬み合わせ）時に使用します。火を使わないので安全です。診療時間の短縮が可能で、患者さんの負担が軽減されます。

●訪問診察用座いす

診療室の診療台と同様に頭部の固定ができるため、適切な姿勢で受診を行うことができます。



●訪問診療用器具

治療に必要な器具・薬剤などが納められています。訪問診療に対応した特別な治療器具も常備しています。

日本歯科新聞（2017年1月31日）に、「介護現場で信頼される口腔ケア」記事が掲載されました。

誤嚥性肺炎をゼロにする方法について指導をしている精田紀美代氏（歯科衛生士・ティールスアイ代表）が、介護の現場で求められている口腔ケアの方法について書かれたものです。

記事から引用します

「介護現場はとにかくマンパワーが不足しています。口腔ケアは、職員に『大変な仕事が増えてしまう』というネガティブな気持ちも与えてしまう場合もあるので、その本音をくんだ上で、指導を行わないと、結局は実践してもらえません。ある特別養護老人ホームでは、私が関わる前は、誤嚥性肺炎による入院日数が659日だったのですが、『週2回法』を導入したところ、翌年は約半数に激減し、その翌年にはゼロになりました。……（中略）……介護福祉士やケアマネ・ヘルパーなどの介護系の職員は、『患者に寄り添う』というスタンスの方が多いのですが、看護師は医療の知識があり、『治したい』『結果をだしたい』という意識が強い傾向にあります。看護師はほかの介護職員から一目置かれていることが多く、彼女らが推進するケアについては、施設全体が動いてくれるようです。」

ポイント

- ・口腔ケアの導入や普及を図るには、現場職員とのコミュニケーションの改善が大切です。担当者が「いつの間にか来て、いつの間にか帰っていく」というようなすれ違いをなくす工夫が求められます。
- ・ケアマネやヘルパーへ個別に伝えるのではなく、看護師から施設全体へという流れだと、口腔ケアをうまく取り入れてもらえるケースが多い。

記事に関してのご質問は、お気軽にお寄せください。
日本クリアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

Question

今回、パートの歯科衛生士を雇用することになりました。パートでも正社員と同じように有給休暇が発生するのでしょうか。また、労務上の留意点などを教えてください。

Answer

法律では、パート、アルバイトであっても労働者変わりありません。そのため、一般の正社員と同じように6か月以上継続勤務し、その間の所定労働日の8割以上出勤した人には年次有給休暇が与えられることになっています。ただ、パートは正社員に比べると勤務時間が短かったり、勤務日数が少なかったりするため法律では、個々の従業員の働く条件により与える年次有給休暇の日数が変わります。

有給休暇日数表

■ 週所定労働日数が5日以上又は週30時間以上の者

例えば、雇用した歯科衛生士が1週間の所定労働日が5日(年217日)以上の場合、または1週間の所定労働時間が30時間以上の人はフルタイムの正社員と同じになります。

勤続年数	0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

■ 週所定労働日数が4日以下かつ週30時間未満の者

1日5時間、週3日働いている歯科衛生士であれば、6か月经過し全労働日の8割以上出勤すると「5日」の有給休暇を取得する権利が生まれます。

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	勤続年数						
		0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年以上
4日	169日から216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日から168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日から120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日から72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

法律では、従業員が常時10人以上になると就業規則を作成、労働基準監督署への届出義務が生じます。しかし従業員1人でも雇用した場合は、従業員が安心して働くことができるよう、またトラブル防止のために歯科医院と個々の従業員との間の権利や義務を明確にする就業規則は必要です。

一度作成した就業規則も法律の改正や時代の動向により修正が必要になります。

是非定期的な見直しも心がけましょう。

ご不明な点は、担当までお気軽にお問い合わせください。
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

日本クレアス税理士法人 医療事業部

▼東京本社▼

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-12 NBF 赤坂山王スクエア 2F
TEL : 03-3224-2870 FAX : 03-3224-2877

CLIENT 309号

- 発行日：2017年6月5日
- 発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部
- URL：http://www.ca-medical.jp
- お問い合わせ先：☎03-3224-2873

〈国内〉 東京/大阪/横浜/千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A